

◎32番（坂本茂雄君） 県民の会を代表いたしまして、順次、質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について、お尋ねします。

午前中の自民党西内健議員の質問に答えられる形で、知事は、秋の知事選への再選出馬を表明されました。

この間、コロナ禍のもとで、思うように取り組めなかった施策もあるとは思いますが、西内議員の質問に答えて述べられた、これまでの取り組みに対する御自身の評価を、県民はどのように受けとめられているかということ、知事にはこれから残された任期中、しっかり総括していただきたいと思います。

そして、「前進」を実感してもらうために、目に見える形で成果にこだわっていかれるということですが、「前進」から取り残されていると感じざるを得ない方もいることを自覚して、県民と向き合っていたきたいということも、申し添えておきたいと思います。

その中でも、出馬動機の一つとして、「私自身が思い描く、高知県のあるべき姿の実現にはまだ道半ば」ということに言及されましたので、そのことを踏まえて質問をさせていただきます。

2020年2月定例会で、私は、知事の就任以降、産業振興によって新たな雇用を創出する「いきいきと仕事ができる高知」、教育の充実や子育て支援、日本一の健康長寿県づくりの取り組みなどを通じた「いきいきと生活ができる高知」、南海トラフ地震対策や豪雨災害対策、インフラ整備の推進による「安全・安心な高知」という3つの姿の実現に向けて取り組み、「共感と前進」を県政運営の基本姿勢として、前へ前へと全力で取り組んでいくことを強調されていたことを前提に、質問させていただきました。

知事が、「私自身が思い描く、高知県のあるべき姿の実現にはまだ道半ば」と言われている中で、成果を求める知事の思い描く県のあるべき姿とは、この3つの姿を指しているということか、お尋ねします。

そうだとすれば、この3つの姿の現時点での成果について、お聞きします。

そして、その成果をもってして、「道半ば」と言われているわけですが、「道半ば」とは、人間の時間・資源は常に有限であるため、「道半ばにして倒れる」など否定的な文脈で使われる場合も多く、その場合は「無念」「残念」といったニュアンスを多分に含むことが多いと言われていますが、どのような思いを込めて「道半ば」と言われたのか、お聞きします。

また、3年前にも述べたように「生き生きと仕事をしたくてもできない人」や「生き生きと生活をしたくてもできない人」がいるということ、そして、「安心・安全」を実感できない地域に暮らさざるを得ない県民がいることを肝に銘じた上で、県政を進めていただきたいと思いますが、「道半ば」におかれた県民の現状についての認識をお聞きします。

次に、「関西圏との経済連携の強化」に対する県民の期待度について、お尋ねします。

県が昨年8月中旬から実施した「令和4年度県民世論調査」では、「県の基本政策」の中の「経済の活性化」については、第4期高知県産業振興計画に基づき、県が行っている施策のうち特に力を入れるべきものについて尋ねています。

その結果は、「農林漁業の生産地の強化」が37.3%で1位になっており、次いで、「産業の担い手の育成・確保」が36.0%、「観光の振興」が27.1%と続き、知事が公約に掲げ、ウイズコロナ、アフターコロナにおける県経済の起爆剤とすべく取り組んでおられる「関西圏との経済連携の強化」は調査項目の最下位で6.0%となっていました。

知事は、年頭所感の記者質問に、「特に関西圏との経済連携は、ある意味、看板政策と言えるのかどうかかわからないが、県民の皆さんから、特に期待されている分野ではないかという自覚もある」と答えられていましたが、世論調査にあるように、県民から力を注ぐことを求められていないということなども含めて、「関西圏との経済連携の強化」については、共感と前進の好循環が図られていると考えられているのか、お聞きします。

次に、敵基地攻撃能力の保有と県民の安全について、お聞きします。

岸田政権は、憲法の規定に基づく「専守防衛」をかなぐり捨て、他国を攻撃するという安全保障政策の大転換である「敵基地攻撃能力の保有」を始め、安全保障関連三文書の見直しによって日米の一体化が促され、「存立危機事態における敵基地攻撃」として、自衛隊が米軍とともに敵基地攻撃に踏み切ることを明確にしました。

この結果、国内法の安全保障関連法で無理に認めさせた集団的自衛権行使が、国際法では許されない先制攻撃に該当するという矛盾を抱えることになりました。

日本への武力攻撃が発生した場合は、反撃という言葉が当てはまるかもしれませんが、政府は日本への一撃がなくても、相手が攻撃に着手したと認定できれば敵基地を攻撃できるとしてきましたが、その見極めは難しく、判断を誤れば、ここでも先制攻撃になりかねないという事態に陥ります。

だからこそ、誰もが、そういう事態に至らない、戦争を回避する外交、政治こそが必要だと考えているのですが、知事はどのように考えられているか、お聞きします。

また、そのような外交、政治を実現するために、政府に対して何を求めるべきと考えられますか、お聞きします。

元内閣官房副長官補・防衛庁運用局長の柳澤協二氏は、「戦争とは、国民の命を守るのではなく、国民に命を要求するのが本来の国防であり戦争の本質だということを政治も国民も理解していない」と、警鐘を鳴らされています。

そのような中で、万が一、戦争を回避することができないことを想定した場合、島国日本ということで考えれば、空爆やミサイルが着弾するような戦争になるわけで、ミサイルがいつ落ちてくるかわからない中で、命を失う危険を承知で、知事は、県民に瓦れき処理や死傷者の世話をしてくれ、耐えてくれと言わざるを得ない事態に陥るということになることを覚悟しなければならないと思うのです。

敵基地攻撃能力を保有するという事は、そういう事態になるということを知事として覚悟して、臨んでいるのかどうか、お聞きします。

次に、旧統一教会の主張と県政施策の関連性について、お聞きします。

昨年来、旧統一教会と自民党を中心とした国会議員の関係性の深さや、信者家族被害の問題が大きく取り上げられてきました。

そして、旧統一教会に関する被害が依然として深刻であることも浮かび上がり、本県においても本年1月下旬には、「旧統一教会被害者と支援者の会・高知」が発足しました。

さらに、国会議員と旧統一教会のつながりだけではなく、自治体議員への旧統一教会の関与ぶりも明らかになり、共同通信や朝日新聞の調査では、旧統一教会や関連団体などと接点があったとされた都道府県議は少なくとも300人前後に上っています。

旧統一教会の地方議員への関与ぶりということ言えば、会議の運営などで、旧統一教会の友好団体の幹部が講師などを務めるなどしていた「全国地方議員研修会」など、旧統一教会の自治体議員への関与によって、教団が重視する家庭教育支援条例を各地で制定することが呼びかけられ、研修会参加者の中には地元での条例制定に尽力した議員もいたとの報道などもされています。

本県において、そのような条例が策定されることはありませんでしたが、濱田県政またそれ以前の県政において、旧統一教会の主張が、県政施策の中に反映されたと感じられるようなことはなかったのか、お尋ねします。

また、昨年6月定例会において、自民党弘田議員が「旧姓の通称使用をさらに普及すべきで、法整備が必要だと考える」との質問に対して、知事は「旧姓の通称使用を、国や地方自治体だけでなく、民間の企業などに対しても、法的拘束力を持って求めていくためには、法律改正による制度の整備が必要不可欠である」と答弁されました。

このことは、旧統一教会の関連団体の「国際勝共連合」が「思想新聞号外」で主張している「や

っぱり危ない「選択的夫婦別姓論」などとも通ずるものであると考えますが、そのようなことを承知した上で答弁されたものか、お聞きします。

また、そうでなければ、現在も選択的夫婦別姓の制度化よりも、旧姓の通称使用の法整備が望ましいと考えられているのか、お聞きします。

次に、入札における談合などの不正の排除について、お尋ねします。

この間、報道され続けてきた東京五輪・パラリンピックの運營業務を巡る談合事件で、広告大手の電通や博報堂など6社が起訴されるという事態に至ることに象徴されるような入札における不正は、絶えることはありません。

そのような中、昨年10月25日に発覚した高知県が発注した地質調査業務の入札で10年以上前から談合を繰り返していた疑いが強まり、十数社が公正取引委員会の立ち入り検査を受けました。

また、2月19日、県民が待ちに待った3年ぶりの龍馬マラソン2023で、警備業務の委託先選定に絡み、高知市の警備会社ALSO高知が共同企業体、JVに公募辞退を要請し、審査当日の12月26日にJVから辞退の申し出があり、ALSO高知が委託先に選ばれたことが、開催直前に報じられるに至りました。

これら2件の不正事案から見られる問題について、以下、質問させていただきます。

県発注の地質調査業務については、2012年の土木工事を巡る大規模な入札談合が認定され、県や建設業界を挙げて再発防止に取り組んでいたときからということになり、驚きを禁じ得ませんでした。

当時は、県でも「県談合防止対策検討委員会」によって、今後の入札のあり方について検討され、コンプライアンスの遵守も強く求められていた最中であったことから、そのときのことを踏まえざるを得ません。

2012年の国土交通省や県が発注した土木工事における入札談合において、県内建設大手など37社に計約17億5,000万円の課徴金納付と排除措置を命じられた際に、当時、建設業協会のコンプライアンス確立に向けた取り組みの中で、「法令遵守と信頼関係に向けての改善計画書」の骨子にある仕組みづくりやそれに実効性を持たせることが求められていた際に、会長が「業界としてコンプライアンス遵守に努力する」との決意の一方、「発注側の談合できない入札制度を求める」と要請がされました。

改めて、私は、当時の企画建設委員会で、土木部に対して「コンプライアンス遵守に期待するより、徹底して厳しい内容の談合のできない入札制度をつくるしかない」と申し入れたことを思い出します。そして、いかなる事情があろうとも、コンプライアンスの遵守、入札談合をしないという大前提で議論がなされなければならないとの思いで、お聞きします。

2月22日に開催された第2回県談合防止対策検討委員会でも、各都道府県の談合防止対策の実施状況が明らかにされており、違約金・賠償金は全国で最も高割合とし、指名停止期間を最長とし、原則全て一般競争入札とするなどハードルを最も高くし、「発注側として談合できない入札制度」を構築する必要があるのではないかと思います。知事の考えをお聞きします。

高知龍馬マラソンにおける警備業務の委託先選定を巡っては、新聞報道によると、濱田知事は、高知龍馬マラソン実行委員会の会長を務められており、「問題がないとは思っていない」が、龍馬マラソンをスムーズに実施することを優先し、民事上の契約と刑事法的な責任問題は切り離したとし、「事後に事実関係が確認されれば、課徴金や排除命令などの制度で責任追及される。今回はそれで足りる」と述べたとされています。

このような経過の中で、今定例会の知事提案説明で、このことに何ら言及されなかったことに疑問を感じざるを得ません。

知事は、実行委員会会長として、今回のことをどのように捉え、今後どのように対応されて、県民への説明責任を果たされるつもりか、お聞きします。

次に、これまでの新型コロナウイルス感染症対策の総括と今後の対策について、お尋ねします。

新型コロナウイルス感染症は、この3年間、感染拡大の波を8回繰り返しながらも、現状に至ってきました。

そして、その間、横浜港に停泊したクルーズ船での集団感染、臨時休校要請、行動自粛、ステイホーム、緊急事態宣言、テレワーク、休業要請、雇用調整助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金、緊急小口資金、総合支援資金などの生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金、特別定額給付金、アベノマスク、Go Toトラベルなどのキャンペーン、PCR・抗原検査、医療崩壊などなどの言葉が、時々のコロナ禍の問題を浮き彫りにしてきました。

今日の県立高校の卒業式を始め、卒業・卒園の場におけるマスク着用を巡って、現場に混乱を生じさせることとなっていますが、いよいよ新型コロナ感染症は、5月8日からは感染症法上の2類から5類相当に引き下げられるということで、新たなステージを迎えることとなります。

岩波新書「リスクの正体」の著者である神里達博氏は、月刊「世界」2月号で「この3年間のパンデミックによって、かけがえのない命や、私たちの人生の可能性や、大切なモノやコトが、数えきれないほど沢山失われたことだけは、間違いのない。私たちはこの途方もない犠牲の記憶を決して無駄にすることのないよう、未来に向けて、また学び始めなければならないのである」と書かれてありました。

そこで、お尋ねします。知事の提案説明冒頭にあった「3年以上続いたコロナ禍への対応は大きく転換点を迎え、社会経済活動の正常化に向けた動きが一段と加速化することが見込まれる」という前提で、令和5年度の県政運営を行うのであれば、しっかりとこの3年間のコロナ禍に学んだ上で、令和5年度の県政運営に向かわなければならないと思います。

そこで、この3年間の国と県の新型コロナウイルス感染症対策において「感染予防・感染拡大防止」「経済活動への影響」「教育・地域活動」などの面でどのように総括し、反省すべきことは何なのかについて、知事にお聞きします。

また、その総括と反省に立った上で、アフターコロナの県政運営に生かしていく教訓は何だったのかということをお明らかにするべきだと考えますが、あわせて知事にお聞きします。

また、多くの方が言われていることではありますが、新型コロナウイルス感染症が5類へ引き下げられたからと言って、5月8日から「感染力の強さ」が弱まったり、「基礎疾患とリスクのある方への影響」などが収まるわけではないと思われまます。

さらに、それ以降も新型コロナウイルス感染症は、多分、株自体が変異しながら続いていくだろうし、例え終息したとしても、その後新たな感染症パンデミックが起きるかもしれないということも想定し、「感染予防・感染拡大防止」「経済活動への影響」などに対応できる措置を講じておかなければならないと考えますが、どのような措置を講じておくべきと考えられるのか、知事にお聞きします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大期の本県における特徴として、高齢者施設などでのクラスター発生が多発した際に、日常的に連携できる医療機関が確保できていなかったことなどが顕在化したことから、日常的にも極めて重要な課題であることが明らかになりました。

また、感染症対応の医療機関を十分に確保できなかつたり、現場の医療者に多大な困難を強いることとなりました。

ほかにも、今回のコロナ対応の中で、公立病院の果たす役割が改めて重要視されたと思いますが、「喉元過ぎれば熱さ忘れる」かのように、全国424の公立病院の再編統合案が再燃することなどがあってはいけないと思っています。

また、保健所や医療現場で御苦労された保健・医療従事者の皆さんの処遇改善を怠ってはいけないことなど、さまざまな課題があると思いますが、これら課題が山積するこれからの保健医療提供体制の確保について、どのような措置を講じられるか、知事にお伺いします。

次に、住宅確保要配慮者の住宅確保と住まいの支援について、お聞きします。

コロナ禍は、その社会の脆弱性を顕在化したということが、よく言われてきました。

とりわけ、生活困窮者の中でも、特に、住宅確保給付金の利用が激増したことに象徴されるように、多様な居住困難者の課題がコロナ禍で浮き彫りになり、改めて、住宅政策と居住支援ということが問われていると思います。

そのような中で、これまでも住宅確保要配慮者への対応について、質問をしてきましたが、「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針、目標や施策等を定め、住宅政策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的とした「高知県住生活基本計画」を踏まえて、以下、質問させていただきます。

昨年12月20日付高知新聞「高知に住まう第5部『支える家』の風景」の記事では、県内登録のセーフティーネット住宅が、20年度までは高知市内の7棟14戸だったが、22年12月19日時点で569棟3,465戸に激増したとありました。

しかし、実態は、登録は入居中の物件でもできるため、実際に空いているのは38棟51戸で、しかも大部分は一般住宅で、要配慮者を想定した専用住宅はわずか2棟4戸で、空いているのは1戸のみだったとありました。

記事には、高知市のある不動産業者は、「行政の支援が少ない。孤独死や近隣トラブルへのフォローが足りないように感じる」とありました。

また、要配慮者がこの制度を通じて入居したかどうかはわからないので、成果を示す指標もないと国交省は言っているようですが、本県として、単に、基本計画にあるようにセーフティーネット住宅の登録戸数のみを成果指標にするのではなく、取り組みの進め方をさらに具体化し、実効性を示すことが求められていると思いますが、土木部長にお聞きします。

また、基本計画の「基本方針にもとづいた10の目標」の(5)に「安心して住むことができる公営住宅など公的住宅の供給」という項目があります。そこには、「公営住宅などの適切な管理や地域での見守り体制づくりを進めるとともに、多様なニーズに応じた計画的な公的住宅の整備・供給を進めることにより、安心して住むことができる公的住宅の確保をめざします」とあります。

しかし、これも先ほどの高知新聞連載の記事によりますと、県営住宅の平均倍率は2017年度の3.8倍から上昇を続け、21年度は5.6倍となり、昨年11月30日の抽選会における最大倍率は59倍だったとありました。

このように、県営住宅の抽選倍率が上昇している中で、公営住宅の供給量5,700戸の目標値がニーズに対して妥当な戸数と考えられているのか、土木部長にお聞きします。

また、住宅確保要配慮者や居住困難者の優先入居の実効性の担保や、バリアフリー化の推進などにどのように取り組まれるのか、お聞きいたします。

さらに、基本計画だけでなく、これまでの県政施策において、空き家対策というのは、重点化されているように思いますが、空き家が生じている背景には、家族の問題が複雑であったり、相続が難しかったり、あるいは、金銭的問題など、さまざまな問題が複合的に絡んでおり、住宅のことだけではなく、福祉とか介護とか高齢者施策との連携が必要であると思わざるを得ません。

先ほど紹介した高知新聞記事の不動産業者の「行政の支援が少ない。孤独死や近隣トラブルへのフォローが足りないように感じる」との声も、そのことの表れであると思います。

しかし、高知県居住支援協議会のホームページには、「地域包括ケア高齢者等の住まいの確保対策部会」にリンクが張られていますが、「空き家対策部会」と比較すると情報不足は否めません。

この基本計画に、より実効性を持たせるためには、やはり本気で「福祉と住宅をつなぐ」ということが必要だと思いますが、知事にお聞きします。

次に、少子化・子育て支援について、お聞きします。

岸田首相の「異次元の少子化対策」を巡っては、児童手当の拡充を含む子育て家庭への経済的支

援、子育て支援サービスの充実、育休制度の拡充や働き方改革が3本柱ですが、どれだけ実効性のある政策が打ち出されるかは不明であります。しかし、今まで以上に少子化対策・子育て支援政策が拡充される機運が高まっている局面ではあるかと思われまます。

厚生労働省は、昨日、人口動態統計の速報値を公表し、2022年の出生数は過去最少の79万9,728人で、統計調査開始以降、初めて80万人を割り、死亡数は高齢化を背景に、過去最多の158万2,033人で、自然減は78万2,305人で過去最大となったとのこと。まさに、少子高齢化による人口減少社会の進行を象徴する結果となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の調査で、理想とする数の子供を持たない夫婦に理由を聞くと、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」との回答が、2002年から21年に5回あった調査でいづれも最も多いことから、現在議論されている児童手当の拡充を始めとした現金給付や子育て支援策の拡充が急がれなければなりません。

今回は、子育て支援策が拡充されてこそ、少子化対策の改善にもつながるとの思いで、以下、質問させていただきます。

まず、児童虐待対策につながる児童福祉法改正による、子育て世帯に対する包括的支援とその体制強化についてです。

これまでも、児童虐待防止のために種々の対策が講じられてきましたが、虐待による重篤な死亡事例は後を絶たず、コロナ禍でさらに懸念される状況が顕在化し、依然として子供、その保護者、家庭を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

子育てに困難を抱える世帯が、これまで以上に顕在化している状況などを踏まえ、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が昨年6月8日に成立しました。

改正の概要として、「子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充」として、1つに全ての妊産婦・子育て世帯・子供の包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置及び身近な子育て支援の場、(保育所など)による相談機能の整備。2つに、訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成。3つに、児童発達支援センターの役割・機能の明確化。4つに、放課後等デイサービスの対象児童の見直しなどがあります。

次に、「一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上」として、1つに、一時保護所の環境改善。2つに、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけることなどによる児童相談所による支援の強化。3つに、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業の創設などがあります。

そして、「社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化」「児童の意見聴取等の仕組みの整備」などなど、県及び市町村で担うべき役割が拡充されていますが、とりわけ子供や保護者と向き合い寄り添う支援を市町村が担うということが顕著になっています。

これらの法改正の中には、前倒しで取り組めるものもあったと思いますが、それらも含めて、令和6年4月の施行に向けた現状や課題、見直しはどのようになっているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

また、これらの事業を進めていくのは「ネウボラを基盤とした妊娠期から子育て期まで切れ目のない包括的な支援」の中で、位置づけられているかと思いますが、県のなすべき役割への予算措置や市町村への支援における実効性は担保されているのか、部長にあわせてお聞きします。

次に、母子保健・子育て支援総合交付金と産後ケア利用促進事業について、お聞きします。

2013年11月に、県に対して助産師会の皆さんや産後ケア事業のスタートを願うお母さん方とともに要望させていただいて、10年になりました。

当時、不安を抱えるお母さん方が出産後退院し、母子が家庭でスムーズな日常生活を始められる

ように、助産師さんのいる施設で日帰りや宿泊で、その都度、不安や悩みを相談しながら過ごしたい。また、新生児期、子連れで外出できるようになるまでの期間、母親には支援がほとんどなく、新生児期の母親をねぎらい、支えることのできるサービスを求める声は、ニーズ調査をスタートさせることとなりました。

それから10年。来年度は、「産後ケア事業の利用拡大」を図る予算が計上されていますが、県が推進する産後ケア利用促進事業は、子育て支援の中で、どのように位置づけられているか、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

そして、この事業の利用が拡大されるためには、その受け皿となる施設の拡充や利用料の負担軽減、認知度の向上が図られる必要があると思いますが、どのように取り組まれるのか、部長にお聞きします。

また、それらを改善するための県による財政措置が十分に行われているのか、部長にお聞きします。

次に、保育士配置基準の改善など制度の拡充について、お伺いします。

保育園や幼稚園などで2021年に起きた事故は2,347件で、前年から300件以上もふえ、2022年9月には、静岡県内の認定こども園で送迎バスに置き去りにされた女児が死亡するなど、残念ながら事故や事件が絶えない状況を危惧する声が高まっています。

そこには、1990年代から問題化した保育園に入れない待機児童の増加解消が求められる中、解消に向けて政府は「量」の確保を優先してさまざまな規制緩和を重ねたが、「質の向上」を図るための財源が措置されなかったことから、懸念された事故が増加してきたことは否めないのではないかと思います。

1948年に定められて以降、抜本的に見直されることのない保育士の配置基準を先進国並みに見直し、さらに保育士の確保を行うために、保育士の賃金を全産業平均に上げるなら年間2.1兆円が必要になるという試算もあります。

しかし、そこに投資することこそが、今こそ求められているという声が政権に届けられなければならないと思います。

昨年6月定例会における県民の会代表の上田周五議員の質問に対して、知事は「子供たちの保育環境をより一層充実させるために、配置基準そのもの見直し、充実が必要だと考えていることから、知事会を通じた提言を重ねる」と答弁されました。

今こそ、国を動かす時期と捉え、徹底した働きかけを行うべきだと思いますが、今まで以上の知事の決意をお伺いします。

その際に、2015年度の子ども・子育て支援新制度による3歳児への配置を本来の基準の20人に1人から15人に1人とするための財政措置に触れられていますが、このいわゆる「3歳児配置改善加算」を使うか否かは、それぞれの園や自治体に委ねられています。本県の実施状況はどうなっているか、教育長にお聞きします。

また、主に3歳児以上のクラスの保育士を手厚く配置する園に対する加算配置である、いわゆる「チーム保育推進加算」の対象となる園は県内にどれだけあって、実施状況はどうなっているか、教育長にお聞きします。

さらに、「チーム保育推進加算」は、令和5年度から拡充されると聞いていますが、その対象となる園はどれだけあるのか、あわせてお聞きします。

配置基準そのものが見直されるまでの間、せめてこのような加算制度などを使いやすくすることを国に求めたり、導入しやすい条件を県が措置してこそ、国に対しても説得力を持つものと思われませんが、本県独自で何らかの措置はできないのか、教育長にお聞きします。

最後に、南海トラフ地震対策における課題について、お尋ねします。

今回取り上げさせていただく課題は、冒頭に述べました知事が描く高知県のあるべき姿の「安全

・安心な」地域とは言えない災害リスクを抱えた地域に暮らす者の県民の声として、日々届けられるものを3点取り上げさせていただきたいと思います。

まず、津波避難ビル・津波避難タワーと津波火災対策について、です。

今年、関東大震災から100年で、改めて地震火災の恐ろしさ、そして、復興の大切さについて、さまざまな学びの場が企画されています。

地震火災については、阪神淡路大震災でも大きな被害を経験し、いち早く感震ブレーカーの設置などを始め、通電火災への備えなどが取り組まれてきましたし、本県においても地震火災対策指針の中で具体的な対策が講じられてきました。

しかし、東日本大震災の際に、この地震火災とは異なる津波火災が、我々の目に今も焼きつけられています。

宮城県気仙沼市の複数の建物では、瓦れきや海水によって二次避難ができず、津波火災が建物に接近し、延焼した後も、炎の熱さや煙に耐えながら、内部での待機を余儀なくされた事例があります。

そのようなリスクと向き合う地域に住む住民の不安を解消する取り組みに対して、これまでも何度か質問してきましたが、改めて、取り組みの現状とどのように災害リスクを回避し、不安解消を図ろうとしているのか、順次お伺いします。

第5期南海トラフ地震対策行動計画における「石油ガス施設や浦戸湾沿岸域での津波火災対策の実施」について、今年度の予定である「防護さく等設置に向けた国、県、民間事業者、地元住民との協議」はどこまで進んでいるのでしょうか。

また、県がこれまで行ってきた国に対する政策提言は継続されていると思われませんが、国の対応はどのようになっているのか、危機管理部長にお聞きします。

また、第4期計画で高知市と連携して検討した「具体的な消火方法、避難誘導方法」は、どこまで明らかにされて、今年度の広報の内容・手段等の検討・調整はどのようになり、次年度から実施できるのか、部長にお伺いします。

そして、津波避難ビル指定における津波火災に対する安全性の確保について、瓦れき等拡散シミュレーションによる火災発生可能性のある地域の津波避難ビルや津波避難タワーだけでも、主要構造部に耐火被覆を施工するなど何らかの防火対策は行えないのか、部長にお聞きします。

次に、これも課題解決に時間がかかっている高知市の長期浸水対策における救助救出期間の短縮と津波避難ビルなどへの救援物資の提供について、お聞きします。

高知市における長期浸水対策として、救助救出日数を14日から10日に短縮することは、懸案の課題となっています。

高知市救助救出計画では、長期浸水エリアの救助救出対象者の見込みで2万8,000人を、10日間で救助救出するために必要とする175艇のボートに対して、不足する58艇を新たに確保することとしていましたが、加えてボート操作者の確保が課題となっています。

そのために、三重防護の進捗状況による長期浸水エリアのシミュレーションを行って、今後の取り組みを進めていくことなどが模索されていますが、今後とも救助救出期間を短縮するための取り組みを加速化するように要請しておきたいと思います。

その上で、なかなか救助救出期間が短縮されないとすれば、その期間、津波避難ビルに避難している方たちへの救援物資をどのようにして届けるのかということも問われてきます。

昨年12月26日に行われた県民の会と知事との意見交換の場で、知事は津波避難ビル等での避難支援を県外からの支援に求めることにも言及されていましたが、広域災害となることが想定される中で、他県からの支援に依存するのは極めて困難ではないかと思われます。

その一方で、ドローンによる救援物資の配送等の検討も言及されていましたが、その可能性について、部長にお聞きします。

最後は、事前復興のまちづくりについて、です。

事前復興については、2011年の東日本大震災以降から着目され始め、議会でも、事前に復興のあり方を検討しておくことの議論が多くなってきました。

私は、2004年7月定例会で、当時議論されていた南海地震対策推進条例に、事前復興について、盛り込むよう取り上げて以来、今回の事前復興まちづくり計画に関わっても、機会あるごとに提案をさせていただきました。

昨年11月、私たちの地域では、県南海トラフ地震対策推進本部アドバイザーでもあり、昨年の県トップセミナーで、「事前復興のすすめ」について講演された京都大学防災研究所の牧紀男教授をお招きして、議論をさせていただきました。

その中で、事前復興とは、災害前から復興について考えておくことであり、「手順を定め、マニュアルの整備などをしておく復興準備」「まちづくりである減災対策の前倒し」がその柱となっているが、それらは、災害前に考えておかないと実現できないことが多くある。被災前にやっておかないといけないこととして、「災害後、地域をどうするのかについて考えておくこと」「被災後の復興の取り組みをどのような組織で、どここの場所に、そしてどのようなスピード感で進めるか」、また、「マンションの再建はどうするのか」「地籍調査を進めておく」ことなど多岐にわたっている。しかし、復興というのは、地域のまちづくりそのもので、さらにその上に被災という悪条件が重なるし、人口減少社会に入っているから、本当に難しい問題だと指摘されました。

そのような難しい問題だからこそかもしれませんが、全国的に本格的に取り組まれている自治体は少なく、取り組みがなかなか進んでいないという状況を日々感じています。

県としては、なぜ事前復興が進まないと考えられているか、危機管理部長にお聞きします。

次に、そのような状況の中で、南海トラフ地震による被災後の復興に要する期間を短縮し、早急に住民の生活再建やなりわいの再生が実現されるよう市町村における「事前復興まちづくり計画」の策定を推進することを目的とした本県の「事前復興まちづくり」の事業を踏まえて、お聞きしたいと思います。

先ほど述べたような想定された課題についても、委託業者任せにすることなく、市町村の実態に応じた課題解消を図る役割を、このたび新設する事前復興室が、伴走支援的に果たしていくのか、部長にお聞きします。

そして、事前復興のまちづくりを進めていく上では、仮設住宅確保の問題は避けて通ることができません。

先ほど述べました牧先生のお話の中で、仮設住宅の場所を十分に確保できないという問題が、復興における大きな課題になってきたと指摘され、石巻市雄勝地区では、震災前の618世帯のうち、復興段階で戻ったのが70世帯で、ほとんどの人が地域を離れたが、その大きな要因としては、仮設住宅の場所がなくて、地区外の仮設住宅に移った人が、その地区に残ったという問題があると言われていました。

その意味では、高知県における、南海トラフ地震の仮設住宅の不足戸数は大きな問題であり、特に高知市の不足状況は深刻であると、先生に指摘されました。

そこで、お聞きします。第4期行動計画では、仮設住宅の建設用地の候補地として、現在までに確保できているのは236ヘクタールで、L2の必要面積694ヘクタールの34%に過ぎませんし、必要戸数7.7万戸に対して、供給可能戸数は建設型で2.3万戸という状況であります。

そして、農地の活用を検討してきていますが、今年は、県内民有地情報の整理・把握を1ヘクタール、来年度は5ヘクタール、6年度は10ヘクタールとして、その後、取り組みを継続するという計画となっています。しかし、最終目標のめどは立っていません。

今後、いかにして目標を達成するか、改めて、知事の決意をお聞きしまして、私の第一問とさせていただきます。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

まず、本県の目指します、あるべき3つの姿、すなわち、「いきいきと仕事ができる高知」「いきいきと生活ができる高知」「安全・安心な高知」、これらの実現に向けました現時点の成果はどうかというお尋ねがございました。

就任直後からコロナ禍が続く中でございますが、私の理想の高知県像とも言うべき、ただいま申し上げました3つの姿の実現を目指しまして、さまざまな工夫を凝らしながら各種の施策を展開してまいりました。加えて、デジタル化、グリーン化、グローバル化という時代の潮流を捉えた施策の進化にも、精力的に取り組んだところであります。

まず1つ目の「いきいきと仕事ができる高知」の実現に向けましては、コロナ禍という逆風の中ではありましたが、産業振興計画の取り組みを着実に前進させてまいりました。

その結果、外商分野では、地産外商公社の活動を契機とした成約金額が大きく伸びまして、県産品の輸出額も順調に増加しております。加えまして、有効求人倍率につきましては、1倍を上回る状況が2年以上続いているところでございます。関西戦略の実行を通じまして、関西圏の団体、企業との連携強化、アンテナショップの設置なども進捗しました。

2つ目の「いきいきと生活ができる高知」の実現に向けましては、日本一の健康長寿県構想の取り組みを進めました結果、女性の健康寿命が目標値を上回って延伸するといった成果が出ております。加えて、8050問題といった複合化、複雑化した課題に対応するために、いわゆる包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数もふえてまいりました。また、教育面では、教育大綱に基づきまず取り組みとして、中山間地域の高等学校におけます遠隔授業を拡充してまいりました結果、生徒の国公立大学への進学あるいは資格取得の拡大につながっております。さらに、1人1台タブレットなどの整備、活用促進を通じまして、子供たち一人一人の理解度に応じた学習の充実も図られてまいったところであります。

3つ目の「安全・安心な高知」の実現に向けましては、南海トラフ地震に向けましたハード面の整備に加えまして、発災時のいわゆる受援計画の策定といったソフト対策も進んでまいりました。さらに、積極的な政策提言の実施あるいは国の5カ年加速化対策の活用などによりまして、四国8の字ネットワークを始めとするインフラ整備が大きく前進してまいっております。

このように、これまでの取り組みによりまして、3つの目指す姿それぞれにおいて、今後の県政浮揚に向けた土台が整ってきたのではないかというふうに考えておるところであります。

次に、高知県のあるべき姿の実現に向けまして、道半ばと述べた思い、そして、道半ばにおきます県民の現状について、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、これまでの取り組みを通じまして、各分野で前進を図りまして、一定の成果も生まれてきておると考えております。加えまして、コロナ禍で進捗がおくれておりましたインバウンド観光の誘致、外商の拡大などにつきましても、その挽回に向けて、来年度当初予算におきまして、しっかりと対応を図ったところであります。

一方、現在、コロナ禍で大きな影響を受けた県経済は回復の途上にございまして、県民の皆さんの生活もコロナ禍以前の、いわゆる平時の状況にはまだ戻っていないと考えております。

さらに、知事就任後3年間で県内全市町村を回りまして、多くの地域を訪問させていただく中で、特に、中山間地域の厳しい現状を肌で感じてまいりました。中山間を始めとする地域の再興に向けた施策の強化は、依然として県政の大きなテーマだというふうに考えております。

加えて、人口減少、少子高齢化がもたらす産業や地域の担い手不足といった本県の構造的な課題の解決、南海トラフ地震対策、インフラ整備などもいまだ途上にあるということでございます。

以上のような状況を踏まえまして、私の理想とする本県の3つの姿の実現に向けては、さらなる

努力が必要だという認識から、道半ばという表現を用いたところであります。

引き続き、共感と前進という県政運営の基本姿勢のもとで、さまざまな機会を通じまして、県民の皆さんの声を丁寧にお聞きし、共感が得られるように、積極的に汗をかいてまいります。そして、その上で、徹底して成果にこだわりまして、県民の皆さんとともに1歩でも2歩でも前進を図っていくということで、目指すべき3つの姿の実現につなげてまいりたいと考えております。

次に、関西戦略におきまして、共感と前進の好循環が図られているのかというお尋ねがございました。

関西圏との経済連携の強化につきましては、関西圏の経済活力の高まりを本県の経済の活性化につなげたいという強い思いで公約の柱に掲げまして、就任直後から取り組んでまいりました。

昨年9月には、コロナ禍からの脱却を目指しまして、戦略を抜本的に強化いたしまして、アンテナショップの開設を打ち出しますとともに、私自身が先頭に立ちまして、関西の企業、メディアなどへのセールスに尽力してまいりました。

こうした取り組みに対しまして、販路拡大を目指す県内生産者の方々、事業者の皆さんのみならず、県内の市町村長さんからも、大いに期待をしているという声をいただいております。

そうした中、先週、土佐経済同友会からは、地産外商のメインターゲットを関西圏とし、生産物流等の幅広い面で連携強化を図るべきとの御提言をいただきました。

また、先ほど県民世論調査の御紹介ございましたけれども、高知新聞社が昨年12月に実施しました県政世論調査におきましては、いわばイエス・ノーの形で回答するという設問でございますと、関西戦略に期待すると答えた方は81.4%に上ったという結果が出ております。

今後は、こうした県民の皆さんの御期待に応えるべく、アンテナショップを核といたしまして、さまざまなイベント、観光情報をタイムリーに発信するという一方で、より大きな成果に結びつけてまいります。

具体的には、首都圏と比べて近距離にあるという優位性を最大限生かしながら、首都圏とは違った戦略を構築し、県産品の外商拡大、観光誘客を実現したいと考えております。そうした成果を県民の皆さんにお示しをし、多くの共感をいただくことで、より幅広い生産者、事業者の方々の参画を促しまして、さらに成果が拡大していくという好循環につなげてまいりたいと考えております。

次に、戦争を回避する外交、政治の必要性、それを実現するために国に対して何を求めるべきかというお尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えをいたします。

我が国は、憲法にうたわれております平和主義の理念に基づきまして、国際社会の責任ある一員として、国連安保理の非常任理事国などの役割を担いまして、世界の平和に向けて取り組んでおります。現在のように、安全保障環境が一層厳しさを増している中におきましても、さまざまな国と協力して、国際法や国連憲章を遵守いたしまして、外交努力で問題解決に取り組んでいくということが何よりも必要でございます。

岸田総理も、国民の命、暮らしを守り抜く上で、まず優先すべきは、我が国にとって望ましい安全保障環境をつくるための外交的努力と述べられておりまして、私も同感であります。政府におきましては、今後も、まずは外交努力によりまして、国際社会の平和と安定に御尽力をいただくよう求めていきたいと考えております。

次に、いわゆる敵基地攻撃能力を保有することで陥る事態を覚悟して臨んでいるのかというお尋ねがございました。

ロシアによりますウクライナ侵攻、北朝鮮によります度重なる弾道ミサイルの発射など、我が国を取り巻く安全保障環境は年々厳しさを増していると認識しております。仮に、有事になった際に、日本が弾道ミサイルの攻撃を受けると、多数の死傷者が出るといった事態も含めまして、重大な被害を受けることが想定されるというふうに考えます。

こうした事態を避けるために、先ほど申し上げましたとおり、政府としては、まずは、外交努力

により問題解決に御尽力をいただきたいと考えます。

しかしながら、我が国がミサイル攻撃を受けるということが明白な場合などに、国民の生命、財産を守り抜くために、憲法や国際法の範囲内で、何が必要か、何ができるかを考えておくということも、これは大変重要だと考えます。

そうした事態への備えの一つとして、反撃能力いわゆる敵地攻撃能力を保有するという方針を決定したというふうに理解いたしております。

こうした反撃能力を含む防衛力の強化につきましては、国民の皆さんの理解が得られますように、政府にはしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに考えております。

次に、いわゆる旧統一教会の主張が県の施策に反映されたと感じたことはないかとお尋ねがございました。

旧統一教会及びその関連団体と県政との関わりに関しましては、昨年調査を指示いたしまして、その結果を公表させていただいております。この中では、いわゆる後援や補助金の支出といったこの種の団体の活動への支援ということにとどまらず、施策に関する要望を受けましたり、あるいは、団体主催の会合への出席といった接点の有無を含めまして、幅広く確認を行いました。

その結果、こうした団体から県施策への要望を受けたり、あるいは、協会の会合へ県職員が出席したといった事案はないということでございまして、不当に便宜を図りましたり、あるいは、県民に誤解を与えるような事案も確認はされておらないところであります。

こうした調査結果を踏まえますと、旧統一教会の主張によって本県の施策が不当に影響を受けたことはなく、また、そうした意味において施策に反映されたことはないと言っていいというふうに考えております。

次に、旧統一教会の主張と、いわゆる旧姓の通称使用の問題に関しまして、お尋ねがございました。関連いたしますので、あわせてお答えいたします。

まず、今年の6月定例会におきましての旧姓の通称使用に関する私の答弁は、私自身の考えを答弁したものでありまして、旧統一教会の主張を予め承知した上で、そういった答弁をしたものではございません。

その上で、その趣旨でございますけれども、女性の社会進出が進む中で、結婚後も結婚前の姓を使用したいという要望は非常に高まっておりまして、そういう声、要望に応えるために、この不便さ、不利益を解消していくということが第一に追求すべき目的ではないかというふうに考えます。

その手法として検討されております選択的夫婦別姓制度につきましては、これは一つのすっきりした解決策ではあるかと思っておりますけれども、いわばイデオロギー的に非常に根強い反対意見もございまして、こういった制度を現実に導入するとしますと、法律改正をしないといけなわけでありまして、法制化に向けましては、賛否両論がある中での調整が不可欠だということだと考えます。

といたしますと、この選択的夫婦別姓を唯一の選択肢として固執するということになりますと、現状では議論が全く前へ進まないというのが現実ではないかと考えます。これは大変不幸な事態だというふうに考えまして、それであれば、先ほど来も申し上げましたような結婚後も結婚前の姓を使用したいという要望に応えていく、社会的にそれを承認していくというためには、旧姓の通称使用を究極的に拡大していくという選択肢もあるのではないかと。そのことによって、実質的に選択的夫婦別姓の導入と同等の効果が得られるようにするというのも可能なんではないかと。それは、現実的な選択肢の一つになり得るという考え方を、先の答弁で申し上げたところであります。

いずれにいたしましても、ただいま申し上げましたように、法律改正、法整備が必要不可欠ということになりますので、まずは、国政の場で、いわゆる空中戦ではない具体的な制度設計、条文をこう変えてはどうかというレベルの議論をしっかりと行っていただきたいというふうに、私としては考えているところでございます。

次に、談合ができない入札制度の必要性という点についてのお尋ねがございました。

平成23年の土木関係の談合事件を受けまして、県におきましては、入札制度の見直し、あるいは、ペナルティの強化を行うということとあわせまして、官民挙げてコンプライアンスの徹底を図るということなど、再発防止に取り組んでまいりました。また、物品購入を始め全ての委託業務などを対象といたします談合情報等対応マニュアルを策定するなど、建設工事などの公共事業以外の業務におきます対策にも取り組んでまいりました。

こうした中、県が発注いたしました地質調査業務の入札に関しまして、談合の疑いが生じたということは、極めて遺憾なことだというふうに捉えております。

今回の公正取引委員会によります立ち入り検査を受けまして、昨年11月、前回の事案と同様に、談合防止対策検討委員会を設置いたしまして、これまで2回にわたって議論をお願いしているところであります。

委員の皆さんからは、これまでの談合防止対策をしっかりと検証、分析をし、今後の建設業界全体の健全化、活性化につながる実効性のある対策を検討すべきといった御意見をいただいております。

談合は、公正な競争を歪めます。また、法律に違反する行為でありまして、決して許されるものではございません。発注者として、談合防止に向けた対策を十分に検討し、実施していく必要があると考えます。

そのため、検討委員会におきましては、談合防止に向けまして、入札契約制度の見直し、あるいは、違約金などのペナルティの取り扱いなどについて、さまざまな観点から議論をしていただきたいというふうに考えております。

県としては、今回の事案が発生した要因を引き続き検証いたしますとともに、この検討委員会での御議論を踏まえまして、今後、入札契約制度の改善などを含む、具体的な再発防止策を検討し、実施に移してまいる考えであります。

次に、高知龍馬マラソンの警備業務の事案の受けとめ、そして、今後の対応、県民の皆さんへの説明について、お尋ねがございました。

今回の事案は、ランナーの皆さんはもとよりであります。高知龍馬マラソンの開催を心待ちにされていた方々に大変な御心配をおかけしたというふうに思います。大会につきましては、多くの皆様の御協力によりまして、無事に開催できましたこと、まずもって、改めて御礼を申し上げたいと思います。

今回の警備業務に関しまして行われましたA L S O K高知の行為は、自ら認められますように、コンプライアンス法令遵守上の問題がある、違法の可能性があるというものだというふうに受けとめております。他方、私が事案の報告を受けた先月8日の時点では、間近に迫った大会をスムーズに開催するということが最優先でありまして、契約を白紙に戻して一から再スタートをするという時間的なゆとりは全くないという状況でございました。

このため、民事上の契約の問題と、刑法や独占禁止法にかかります法的な責任の問題とを切り離しまして、A L S O K高知に契約を履行してもらおうと。事後に、刑法、独禁法などの法的な責任の問題については調査を委ねるといような切り離しをしたところでございます。

刑法や独禁法上の責任の問題という点では、本事案につきましては、既に、県警本部あるいは公正取引委員会への情報提供を行っておりまして、県といたしましても、この調査には全面的に協力をしてまいる考えであります。

また、本事案が、今後、刑法あるいは独禁法上の処分の対象とされるということに至りますれば、その時点で、県としても、例えば、指名停止などの必要な対応をとりまして、県民の皆さんへの説明もしっかりと行ってまいると、そういう考えであります。

次に、3年間の新型コロナ対策の総括、反省と、アフターコロナの県政運営に生かしていく教訓について、お尋ねがございました。

この3年間のコロナ対策を大きく分けると、前半期はウイルスの特性もわからず、治療薬やワクチンも十分でなかったという状況でございました。一方、後半期になりますと、感染力、重症度も判明し、治療薬やワクチンも一定程度整ったという状況でございまして、これは少し分けて総括、分析をするべきであろうというふうに考えます。

まず、いわゆる第5波までの前半期でございしますが、この時期につきましては、未知のウイルスであったということでもありますので、感染拡大の兆候が見られた場合には、新たな感染を封じ込めるという対策を中心として取り組みました。

具体的には、検査の結果、陽性が判明した方は、当初は原則入院。しかし、この時期が経過しますと、入院または宿泊療養を基本とするということ、そして、濃厚接触者への積極的な行政検査を行って、感染拡大の抑制に一定効果を上げてきたということでございます。

また、その後の経緯を見ますと、感染の波が繰り返すたびに、感染力の強い変異株の登場ということもありまして、感染者の数が急増していくということがございました。

そうした中で、当初の全員入院という原則から、宿泊療養の活用、そして、さらに、最終的には自宅療養も活用というふうに、いわゆる軽症者の方々の対応が移ってまいりました。その意味で、軽症者の方々にはいろいろな戸惑いがありました。あるいは、御不便を感じさせるような局面が、特に移行期にはあったかというふうに思いますけれども、医療の提供体制という点で見ますと、前半期には入院病床、検査協力医療機関を早め早めに確保いたしまして、入院調整の機能を構築したということがございまして、また、医療機関、医療従事者の方々にも献身的な御協力をいただいたということもありまして、この前半期の医療提供体制という点に関しましては、概ね適切に確保できたというふうに考えております。

一方、社会経済活動におきましては、前半期におきましては、不要不急の外出やイベントの自粛、さらには、初期に行われました一斉休校あるいは営業時間の短縮といった行動制限によって、県民の生活に大きな影響を与えることとなりました。県におきましては、この結果ダメージを受けた県経済の早期回復を図ることを目指しまして、思い切った財政出動のもとで、需要の喚起策、回復策を講じてまいりました。

以上が、前半期の総括でございます。

そして、ウイルスの特徴がわかってまいりました第6波以降の後半期につきましては、ハイリスク者への医療の確保により重症化予防を重視して、対応してまいりました。

しかしながら、高齢者施設の感染対策、医療的介入への支援が迅速に対応できなかったということもございまして、各福祉保健所におきます高齢者施設等への支援体制を強化するというような対応をとってまいりました。

一方で、この後半期におけます社会経済活動におきましては、感染力は強いが重症化リスクが低いというオミクロン株の特性を踏まえまして、できるだけ行動制限をかけずに対応するということが旨に、対応してまいりました。

こうした中で、インターハイ、あるいは、よさこいといった大規模なイベント類も、感染対策を講じた上で、工夫をしながら開催されまして、コロナ前の日常を取り戻すという状態に近づいてきたというふうに感じているところでございます。

また、学校現場などにおきまして、オンライン授業を始めとしたICTの活用、感染対策の徹底によりまして、各種の行事などを可能な限り実施してまいったのが、後半期の対応であったというふうに考えます。

コロナ禍は、3年以上に及びましたけれども、5月の8日からは、5類の感染症に位置づけられるということとなりました。今後、コロナの再拡大があったといたしましても、感染症の特性に応じて、できるだけ経済活動はとめないように、時宜にかなった政策を臨機応変に講じていくということが重要ではないかというふうに考えております。

次に、新たな感染パンデミックの発生を想定し、どのような措置を講じておくべきかというお尋ねがございました。

この点に関しましては、昨年12月に、感染症法の改正がございました。次の感染症の危機に備えるために、国、地方公共団体におけます保健医療提供体制の整備、組織体制の強化が図られることとなったわけがございます。地方における対応といたしましては、感染症発生時に、医療提供を担う医療機関を選定し、協定を締結するということとされております。この協定によりまして、流行の初期から拡大期におけます病床、あるいは、外来の診療体制の確保を図ることにいたします。

一方で、経済活動への影響対策につきましては、実際に講じられます行動制限などの内容に応じて検討する必要があるというふうに考えますので、事前に備えておくというのは、なかなか難しいというふうに考えます。しかしながら、これまでの教訓を踏まえまして、感染症の特性に応じて、柔軟に対応していくということが肝要だと考えます。

そして、新たな感染パンデミックが発生いたしましても、感染症の特性を踏まえた上で、社会経済活動への制約は最小限にとどめるべきだというふうに考えるところであります。

次に、今後の保健医療提供体制の確保、平時の体制確保について、お尋ねがございました。

先ほど申し上げました国の見直し方針と、県としてのこの3年間の新型コロナウイルス感染症の総括も踏まえまして、平時から保健医療提供体制を確保していくことが必要だと考えております。

そのため、県と医療機関の間で、病床、発熱外来、自宅療養者などへの医療の確保や、高齢者施設に対する医療支援に関します協定を、あらかじめ締結し、平時からの連携体制を強化いたします。

また、体制を強化していく中で、特に、公立、公的な病院は、感染症の発生、蔓延時に担うべき医療提供を義務づけられるということになりますので、一層、今まで以上に、重要な役割を担うことになると思います。特に、公立病院につきましては、来年度中に、公立病院経営強化プランを策定するという予定となっておりますので、こうした新たな役割を反映した経営強化策が取りまとめられるように助言をしてみたいです。

あわせて、保健所や地域の関係者間の連携強化のために、平時から、県、保健所設置市、医師会、消防機関、高齢者施設の関係団体などによります連携協議会を設置いたします。これらの体制整備につきましては、令和6年度までに策定する予防計画及び医療計画に反映することとされておまして、関係機関との調整を精力的に進めてまいります。

次に、福祉と住宅をつなぐ必要性ということに関しまして、住宅確保要配慮者の問題に関連して、お尋ねがございました。

住宅確保要配慮者の住まいの確保につきましては、入居者のいわゆる孤独死ですとか、近隣トラブルの対応、それに伴う家主の入居への不安感が課題となると考えております。

こうした課題への対応として、議員、御指摘のように、福祉と住宅をつなぐことは大変重要なポイントだと考えます。

そのため、県では、住宅確保要配慮者の円滑な入居を目的に設立いたしました、高知県居住支援協議会の場におきまして、福祉部署の参画も拡大いたしまして、連携体制を一層強化いたしました。

また、住宅分野のほうでは、新たに福祉に関する相談窓口の一覧も作成いたしまして、不動産関係団体へ情報提供を行うということで、家主の皆さんの不安感を軽減する取り組みを進めてまいります。

福祉分野のほうにおきましても、安心してつないでいただくように、断らない相談窓口の設置など、市町村の包括的な支援体制の整備や、地域の見守りの仕組みづくりに取り組めます。

こうした地域レベルでの取り組みに比べまして、県庁の中におきましても、土木部と子ども・福祉政策部の両部で、一層連携を強化いたしまして、要配慮者の住まいの確保を推進してまいる考えであります。

次に、保育士の配置基準の見直しや充実に向けました決意はどうかというお尋ねがございました。

乳幼児期は、人格形成の土台づくりを行います非常に大切な時期でございまして、その間、子供に深く関わり、成長を支える保育士の果たす役割は大変大きなものと考えております。

このため、これまでも、全国知事会と連携いたしまして、国に対しまして、保育環境の充実とつながるような保育士の配置基準の見直しなどについて、提言を重ねてまいっております。

国におきましても、これまでに、保育士を基準以上に手厚く配置した場合の財政措置を付加的に実施するなど、一定の改善を図ってきております。

しかしながら、私といたしましては、より安全、安心な保育環境を実現するというためには、配置基準そのものを改善、充実させるということが必要だと考えております。

今般、国は、次元の異なる少子化対策として、子供政策の抜本強化に取り組むとしておりまして、今月末をめどに、具体策の骨格が取りまとめられる見通しとなっております。

これを踏まえまして、昨日、保育士の配置基準の改善も含めました子供政策のさらなる充実につきまして、全国知事会を通じまして、緊急の提言を行ったところであります。

これに加えまして、私自らが直接、県としての政策提言も行う方向で現在調整を進めております。私としましては、今回の国の動きを好機と捉えまして、本県の子育て政策を大いに前へ進める仕組みが整えられますようにしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

最後に、南海トラフ地震対策におきます仮設住宅の確保について、この用地の確保について、どのように目標を達成するのかと、お尋ねがございました。

L2クラスの被害想定によりますと、仮設住宅は約7万7,000戸が必要になります。県では、これまでの取り組みによりまして、公有地への建設と既存住宅の借上げによりまして、約3万1,000戸を確保できる見込みを立てております。不足いたします差し引き4万6,000戸につきましては、建設に必要な土地460ヘクタールを確保するように、建設候補地となる土地を所有者自ら応募してもらおうといった手法で、取り組みを行ってまいりたいと考えております。

ただ、この手法によりますと、民有地を十分に確保できない、御指摘もございましたように、年間1ヘクタール、数ヘクタールといったような規模が限界というような見通しでございましたので、今回、所有者に意向打診をするということを行わずに、まずは、地図や航空写真を活用して、空き地や農地など仮設住宅の建設の適地を抽出すると、こちらの作業を先行して行おうということに、方針を決めました。

これによりまして、第5期南海トラフ地震対策行動計画の初年度であります今年度は、目標1ヘクタールとしておりましたが、これを大きく上回ります240ヘクタールの民有地の情報を把握することができたところでございます。

これを踏まえまして、この行動計画の目標も見直しまして、最終年度となる令和6年度までに不足する460ヘクタールの土地情報をまず把握すると。これを、最初に目指す取り組みの目標として行なっていくということにいたしました。

加えまして、発災後、迅速に仮設住宅の供給が可能となりますように、ライフラインや道路の状況など、候補地となる土地情報の精度を高めていくと。そして、最終的には、これは第6期以降になるということかと思いますが、所有者の意向確認などもして、さらに精度を高めていくと。そうした段取りで進めていきたいというふうに考えております。

引き続き、市町村や関係機関と連携しながら、被災者の住まいの確保に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

◎土木部長（荻野宏之君） まず、要配慮者の住宅確保への取り組みをさらに具体化し、実効性を示すことについて、お尋ねがございました。

本県では、住宅確保要配慮者の住宅を確保するため、受け皿となるセーフティーネット住宅の登

録促進に取り組んでまいりました。

さらに、住宅を確保していくためには、こうした取り組みに加えまして、要配慮者が入居可能な住宅を探しやすい環境を整備するなど、実効性を高める取り組みが重要と考えております。

このため、高知県居住支援協議会におきまして、セーフティーネット住宅の普及や要配慮者の入居に関する相談に協力していただける不動産業者を登録する、高知県居住支援協力事業者登録制度が、令和2年度に設けられております。現在、この制度には17の協力事業者が登録されております。家主に対するセーフティーネット住宅の登録制度の案内や、住まいを探している方への物件の紹介や入居に関するアドバイスをさせていただいております。

県では、不動産関係団体が開催する講習会などの機会を捉えまして、住宅セーフティーネット制度とあわせて、協力事業者の登録制度についても周知しながら、事業者の登録促進に努めております。

さらに、先ほど知事からの答弁にもありましたように、住宅と福祉の関係部局がしっかりと連携しながら、より実効性が高まるよう、配慮者の住宅確保に向けて取り組んでまいります。

次に、公営住宅の供給量の目標値、住宅確保要配慮者などの優先居住の実効性確保、バリアフリー化の推進などについて、お尋ねがございました。

公営住宅の供給量の目標値は、国土交通省の考え方に基づいて、世帯数の将来推計や収入、住宅の広さなどを勘案し、目標戸数を設定しております。

目標戸数の設定に当たりましては、まず、公営住宅の入居要件を満たす世帯のうち、収入が著しく低いなど、公的な支援を要する7,320世帯をニーズとして推計しております。

次に、この7,320から、公営住宅以外の公的住宅などの供給量1,700戸を差し引いた、5,700戸を公営住宅の供給量の目標と設定しておりまして、目標値には一定の妥当性があるものと考えてございます。

住宅困窮者の優先入居につきましては、県営住宅では、高齢者や障害者、ひとり親世帯など、住宅の確保に特に配慮が必要な方々については、入居の抽選時に当選確率が2倍または4倍となる優遇制度を設けて対応しております。

県営住宅のバリアフリー化の推進などにつきましては、老朽化のための全面改修工事の際に、あわせて取り組んでおりまして、住戸内の段差解消や手すりの設置、共用部分へのエレベーターの設置などを行っております。

これまでに、2団地、13棟、363戸のバリアフリー化などが完了しており、現在、船岡南団地で同様の工事を行っているところでございます。

引き続き、誰もが安心して暮らせる県営住宅となるよう、計画的にバリアフリー化を進めてまいります。

◎子ども・福祉政策部長（山地 和君） まず、改正児童福祉法の施行に向けた取り組みの現状や課題、今後の見通しについて、お尋ねがございました。

令和4年6月に成立した改正児童福祉法は、増加する児童虐待に対し、子供や子育て家庭への支援策を強化することを目的に、令和6年4月から施行されます。

今回の改正は、市町村に「こども家庭センター」の設置が努力義務化されることや、市町村の子育て家庭支援の充実、専門職の資質向上など、議員からお話がありましたとおり、市町村の役割が顕著となっております。

そのため、県としましても、令和6年4月の施行に向けて、市町村の体制整備や先行的な取り組みを支援しているところです。

まず、「こども家庭センター」の設置では、県独自の交付金制度を活用し、こども家庭センターに移行する「こども家庭総合支援拠点」の設置を支援しており、設置町村は、令和元年度の2市町

から、19市町村に拡大したところです。

引き続き、全市町村の設置に向けて取り組んでまいります。

子育て家庭支援の充実では、訪問支援、子供の居場所支援、親子関係構築支援の3事業が新たに創設されます。

法の施行前に、先行的に取り組むことができる国の補助事業の活用は、委託先の確保が難しいことなどから、来年度は6市町の利用にとどまっておりますので、市町村とともに委託先の掘り起こしなどに取り組んでまいります。

専門職の資質向上では、新たな認定資格である「(仮称)子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」制度が創設されます。

今年度は、県が実施する研修のカリキュラムを充実し、専門性の向上に取り組んでおり、29市町村から68名が受講しております。

引き続き、児童虐待防止や子育て家庭への支援に向けて、市町村の体制整備や専門職の資質向上に取り組んでまいります。

次に、児童福祉法改正への県のなすべき役割や市町村への支援の実効性について、お尋ねがございました。

改正児童福祉法における県の役割では、児童相談所の支援体制の強化が求められており、国の「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」で専門職の増員が示されております。

本県では、平成28年度から児童相談所の体制強化に取り組み、現在の人員体制は、既に国の新たな基準を上回っております。

令和5年度は、ICTを活用して訪問先で迅速にデータ共有を行うなど、相談支援機能の強化を図ってまいります。

市町村への支援では、母子保健と児童福祉の支援を一体的に行う「こども家庭センター」の設置に向けまして、母子保健と児童福祉双方の十分な知識を持つ「統括支援員」の配置が新たに必要となってまいります。

そのため、令和5年度は、専門性の向上に係る研修の充実を図るとともに、専門アドバイザーを新たに派遣し、統括支援員の配置やマネジメント力の向上など、市町村の課題に応じた支援を行ってまいります。

子育て家庭支援の充実では、子育て家庭の訪問援助や、親子セミナーの開催など、市町村の取り組みを後押ししてまいります。

また、困難を抱える妊産婦等への支援では、民間団体と連携して、居場所の提供や生活援助などの環境整備に取り組んでまいります。

こうした取り組みにより、市町村や関係機関と連携した包括的な支援のための体制強化に取り組んでまいります。

次に、産後ケア推進の取り組みについて、お尋ねがございました。

助産師等の専門家から心身のケアや育児サポートを受けられる産後ケアは、育児不安の解消、産後鬱や子供の虐待予防にもつながる取り組みであり、より多くの妊産婦の方に利用していただきたい重要な事業と考えております。

母子保健法の改正により、令和3年4月から各市町村による産後ケア事業の実施が努力義務化されましたが、本県では、法の施行に先駆けて、令和2年10月から全ての市町村において実施しております。

令和3年度の利用率は、対象となる方の9.6%にとどまっており、妊産婦の方に産後ケア事業が十分に浸透していないことや、受け皿となる施設が限られていることが課題となっております。

このため、令和5年度から、日本一の健康長寿県構想において、子育てしやすい地域づくりの重点施策の1つとして、産後ケアの利用拡大を新たに位置づけることとしております。

各市町村が把握しております「支援が必要な妊婦」の割合は、令和3年度で概ね15%となっておりますので、令和5年度は利用率15%以上を目標に、市町村や関係機関との連携を強化し、産後ケア事業の推進に取り組んでまいります。

最後に、産後ケア事業の利用拡大に向けた取り組みと、財政措置について、お尋ねがございました。

産後ケア事業には、施設に泊まる「宿泊型」、日帰りの「通所型」、専門職が自宅を訪問する「訪問型」の3種類があります。

訪問型は全市町村で実施されておりますが、通所、宿泊型につきましては、県内8カ所で実施され、そのうち6カ所が高知市に集中しております。

このため、市町村や関係機関と協議を行い、来年度から新たに通所型の受け皿となる施設が1カ所ふえる見込みとなっております。

引き続き、受け皿となる施設の確保に取り組んでまいります。

利用料の負担軽減につきましては、現在、低所得者に対する減免支援が実施されておりますが、令和5年度から、20市町村が国の制度を活用し、課税世帯にも減免支援を拡大する予定となっております。

認知度の向上に向けましては、県において、産後ケア事業の啓発用動画を年度内に作成し、各市町村の子育て世代包括支援センター等と連携して、妊産婦への事業の周知等に取り組んでまいります。

これらの取り組みを支援するため、県では、令和5年度から「母子保健・子育て支援総合交付金」に産後ケアの利用拡大に向けたメニューを新設し、各市町村が柔軟に活用できるよう、財政支援を行うこととしております。

今後も、市町村と連携し、産後ケア事業の利用促進を通じて、育児不安の解消を図り、安心して子育てできる環境づくりに、しっかりと取り組んでまいります。

◎教育長（長岡幹泰君） まず、保育士配置における「3歳児配置改善加算」や「チーム保育推進加算」制度の本県の活用状況などについて、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えをいたします。

まず、3歳児に対して国の基準を超えて保育士を配置した場合の「3歳児配置改善加算」は、昨年度、対象となる保育所の81.4%となる83園で活用されております。

次に、主に3歳児以上に対して、国の基準を超えて保育士を配置し、複数の保育士でチームを組んで保育体制を構築する場合の「チーム保育推進加算」につきましては、昨年度、対象となる保育所の32.4%となる33園で活用されております。

また、この「チーム保育推進加算」につきましては、議員のお話のとおり、より手厚い配置が可能となるよう来年度から拡充される予定であります。その対象は定員が121人以上の保育所に限られており、県内で該当するのは19園となります。

次に、配置基準が見直されるまでの間の本県独自の措置について、お尋ねがございました。

先ほど申し上げました「3歳児配置改善加算」や「チーム保育推進加算」を活用していない保育所にその理由を伺ったところ、最も多い回答が、そもそも「保育士の確保が困難」というものであります。

国におきましては、この保育士の確保に向けて、さまざまな支援制度を設けております。

本県では、それらを積極的に活用し、県も応分の負担の上、保育士を目指す学生への修学資金の貸し付けや、求職者と保育職場とのマッチングなどを行っております。

また、保育士の補助を行う職員配置への支援など、保育士の負担を軽減して離職防止を図る取り

組みも進めているところであります。

県教育委員会としましては、今後も、こうした国の支援を有効に活用し、県内各園において手厚い保育士の配置が可能となるよう支援していくことが重要だと考えております。

あわせて、保育士の収入が他の産業と比べて低い水準にあることも、保育士の確保に向けた大きな課題だと捉えておりますので、この引き上げについて、知事部局とも連携して、引き続き、国に対し提言を行ってまいります。

加えて、「チーム保育推進加算」につきましては、「職員の平均経験年数が12年以上」という要件がハードルとなり活用に至っていないとの回答も多く寄せられておりますし、来年度から行われる拡充も比較的規模の大きな園に限定されています。

こうした要件の緩和も含め、さまざまな加算制度がより多くの園で活用しやすくなるよう、国に働きかけてまいります。

◎危機管理部長（中岡誠二君） まず、浦戸湾沿岸域における防護さくなどの設置に向けた協議の進捗状況と津波火災対策に関する政策提言への国の対応について、お尋ねがございました。

高知市のタナスカ地区・中の島地区の石油基地における漂流物における津波火災対策として、護岸や堤防への防護さくなどの設置について、検討してまいりました。

今年度、護岸等を整備する国や県の土木部と協議を行い、費用対効果などの面から防護さくではなく護岸や堤防そのものをかさ上げする対策を実施することとしました。

現在、両地区の対象区間約2,000メートルのうち、護岸などの設計が完了している約半分の箇所について、詳細設計を実施しているところです。

今後は、関係する石油・ガス事業者や地元住民への説明を行った上で、順次、工事を進めていく予定です。

残る区間については、国や土木部が行う護岸等の本体設計にあわせて詳細設計を行い、着手できるところから対策を実施していきます。

次に、津波火災対策に関しては、「石油・ガス施設の対災化」と「津波火災の効果的な消火方法」について、国への政策提言を行ってきました。

まず、石油・ガス施設の対災化については、タンクから石油などが流出することを防止するために、緊急遮断弁の設置に対する補助の導入などを訴えてまいりましたが、実現に至っておりませんので、引き続き、提言を続けてまいりたいと考えております。

津波火災の効果的な消火方法などの研究・開発については、消防庁から、延焼が想定される区域に水陸両用バギーや小型ポンプなどの消防資機材を計画的に配置し、消防活動を工夫するよう所見をいただきましたので、これらのことは、高知市の津波火災対策に反映されております。

次に、津波火災の具体的な消火方法や避難誘導方法などについて、お尋ねがございました。

高知市消防局では、県も参画した「津波火災対策検討会」での議論を踏まえ、令和元年度末に、消防機関や公的機関などが行う対策をまとめた「津波火災対策基本計画」を、令和2年度末には、情報収集や火災防御対応をまとめた「津波火災対策実施計画」を策定しております。

その後、プロジェクトチームでの検討を重ねており、今年度末には、津波火災の具体的な消火方法などを定めた「津波火災警防計画」が策定されたいとお聞きしております。

この警防計画では、県が実施した瓦れき等拡散シミュレーションにより大量の瓦れきが集積することが見込まれる地区を重点対策地区とし、消防車などを優先的に配備することとしております。

また、油を含んだ瓦れきの火災に有効な泡消化剤を積極的に活用することや、浸水区域内では小型ポンプを載せたボートによる船上放水を実施するとともに、県の消防防災ヘリコプターなどによる空中消火も想定しております。

津波火災からの避難誘導方法については、来年度から、高知市と重点対策地区の自主防災組織な

どで具体的な検討を行っていく予定です。

その後、県も連携して、津波火災への対応方法などを地域住民へ広報してまいります。

次に、津波避難ビルや津波避難タワーの防火対策について、お尋ねがございました。

東日本大震災では、津波で流出した燃料が瓦れきと一緒に燃えることで津波火災が発生し、津波避難ビルの一部が延焼した事例や、燃えている瓦れきが集積した小学校で火災が発生し、児童たちが裏山へ二次避難した事例がありました。

現在、指定されている津波避難ビルは、建築基準法で定められる耐火性能を満たしており、津波避難タワーは鉄筋コンクリートや鉄骨といった建築基準法で定められた不燃材料で建築されています。

しかしながら、津波火災といった特殊な環境下での耐火性能などについては、国や研究機関においても十分な知見がありません。

県では、現在、津波火災の発生原因となる燃料の流出対策として、タナスカや中の島地区にある石油基地の地震火災対策や農業用の燃料タンクの流出防止対策、漁業用の屋外燃料タンクの撤去などを進めているところです。

津波火災の防火対策につきましては、引き続き、国などの技術研究の動向を注視するとともに、津波火災を想定した避難訓練の実施や消火対策などを総合的に進めていくことにより、被害を軽減できるよう取り組んでまいります。

次に、ドローンによる救援物資の配送について、お尋ねがございました。

県では、来年度から、物資の配送が可能なドローンを活用した中山間地域の孤立対策を進め、防災力の強化を図りたいと考えています。

お話にありました津波避難ビルへの救援物資の配送につきましては、高知市の救助救出計画において、ボートやヘリコプターを活用することとされておりますが、ドローンも有効であるということが考えられますので、中山間地域での実証結果などを踏まえ、活用の可能性について高知市と連携して検討してまいります。

最後に、なぜ事前復興が進まないのか、また、事前復興室が果たす役割について、お尋ねがございました。関連しますので、あわせてお答えいたします。

議員のお話にもありました京都大学防災研究所の牧教授は、「南海トラフ地震に対する復興グランドデザインと事前復興計画のあり方」の研究調査報告書の中で、事前復興が進まない理由の1つとして、まだ発生していない災害に対する被害イメージを地域で共有することが難しいことを挙げられています。

また、国が実施した復興事前準備に関する取り組み状況調査では、市町村が事前準備を行っていない理由として、他の業務に比べて優先度が低いことや具体的な取り組み内容のイメージができないという回答が上位を占めています。

県としましても、市町村が事前復興の取り組みを進めていくためには、事前準備の必要性やイメージについて、十分に理解していただくことが最も重要であると考えています。

このため、昨年度に策定した「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を活用し、本年度から沿岸19市町村との勉強会を開始したほか、市町村長を対象としたトップセミナーに牧教授をお招きして、事前復興をテーマに御講演をいただき、その必要性などについて理解を深めていただくよう、努めてまいりました。

来年度からは、新たに設置する事前復興室が、市町村の計画策定に積極的に関与し、地域の実情に沿った、きめ細かなサポートなど、伴走型の支援を行ってまいります。

◎32番（坂本茂雄君） ありがとうございます。

第2問をさせていただきたいと思っております。まず、知事にお伺いいたします。1つは、関西圏との

経済連携の強化ということで、県が行った県民世論調査と高知新聞が行った世論調査で若干質問の仕方も変わっておりますので、どちらがどうということとは言えないかと思うんですけども、県民にしたら、県の県民世論調査によると、やはり優先度合いを県民は答えてると思うんですね。

例えば、やっぱり身近な第一次産業におけるそういった部分の産地への強化とかいうようなことが一番支持があっているというようなことを含めて、身近な課題からそういったことを優先的に捉えている。そういう中で優先度合いが低いというふうなことではないのかなというふうに思ったりしています。

その施策そのものを捉えたら、イエスかノーかと聞けば、高知新聞の調査では80%というその施策1つを捉えて聞いていると。ほかの施策との優先度合いとの聞き方と、ここも違っているというようなことなども含めて、いろいろあろうかと思うんですけども。

ただ、いずれにしても、知事がこれほど一生懸命にこの関西経済戦略に力を入れようとしていることが、どれだけ県民にその思いが伝わっているのかなど。やっぱりそこが、言うような共感と前進の好循環が図られているかどうかということにつながっていく。ほかの施策でも、そういうことがあろうかと思うんですね。

そういう意味で、今後、知事がほかの施策も含めて、例えば、目に見える形で成果を感じられるようにしていくというようなことで、今朝ほど来、述べられておりますけれども、そういうことがどういうふうに県民に伝わっていくのかということ、知事は残された期間やっていこうとするのか。その辺について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

で、この間も、新型コロナ対策の問題も含めて、知事の情報発信のあり方というのが、いろいろとこの議場でも議論されたことがあります。そういう意味では、やっぱり県民に目に見える形で、その成果を確認していただくための情報発信の仕方、こういったものが大事になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そういった観点から、お話を聞かせていただければと思います。

それと、保育の問題ですけれども、早速、知事会を通じて昨日も提言されたということなんですけれども、本当に、今、大事な問題であるだろうというふうに思っています。

保育士の配置基準、何としても抜本的に改善しなければいけないだろうというふうに思っていますけれども、そんな中で、県独自の政策提言を行っていきたいというふうな知事のお考えが示されていましたが、具体的にこういった点を政策提言したいんだというようなことがありましたら、あわせてお聞かせいただけたらというふうに思います。

そして、事前復興のまちづくりの関係で、仮設住宅の関係です。これは、先ほど私述ベさせていただきましたように、牧先生がおっしゃっていたことも指摘としてありましたし、それ以外にも、ほんとにやっぱり仮設住宅を事前に確保できているかどうかというのは、事前復興のまちづくりを進めていく上で大変重要な課題になってくるということ、最近改めて考えさせられています。

その意味では、本県における、まだ用地の確保が十分ではないという中で、先ほど知事が言われた、これまでの進め方ではなかなか目標達成にまで至らないという状況の中で、少し視点を変えた方法で情報の把握をしようとしていますけれども、これらを、ほんとに、第6期以降に具体的な所有者との意向確認になっていくのではないかというふうに言われていましたけれども、これをどうやって早く進めていくのか、いうふうなことが大変重要になってくると思います。

今回、今までよりは少し前向きに取り組もうとする意欲が伺えましたけれども、その辺の決意を、さらにさらに強めていただくための考え方をお聞かせいただけたらというふうに思います。

以上、2問目です。

◎知事（濱田省司君） 坂本議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目が、関西経済連携を県民の皆さんにどう伝えていくかということでございます。

世論調査の件につきましては、議員から御紹介ありました県の調査のほうは、15項目ほど選択肢がありまして、そのうち3つ以内を選べというようなものでございまして、そうすると上位にあるのが農林漁業の生産地の強化とか、産業の担い手の育成とか、観光の振興、こういったことになってまして、関西との経済連携は下のほうから数えたほうが早いということになっているわけでありまして、これは究極の目的が産業振興であったり、観光の振興であったりと。そのための手段としての関西連携というようなことで、少し縦糸と横糸が混在しているという中で、より上位の目的と言うんですか、産業振興というようなところを選ぶ方が県民の皆さんに多かったということではないかというふうに思います。

で、情報発信に関しましては、先日も関西のメディアの方々にお集まりいただいて、関西におきます高知の存在感を上げていくというようなことも、取り組みやっておりますが、そういった中で、例えば、土佐町の集活センターでつくっていただいております「山の辣油」を、その際紹介いたしますと、大阪府内の量販店で店頭のにぼっていたというのを、大阪在住の親戚から聞いたということで、大変宣伝効果があつてうれしかったというような話を集活センターの方から、ついこの間お聞きしたこともございます。

そういった細かな積み重ねを、発信をしていくことで、県民の皆さんに効果を実感していただくということが大事ではないかと思ひまして。その意味で、どこにどうPRしていくかという点に関しましても、今まで以上に工夫をさせていただきたいというふうに思います。

そうした形で、できるだけ多くの県民の方々に実感をしていただくと。そのための核となるのが、新たなアンテナショップということになるのではないかというふうに考えております。

2点目が、保育士の配置基準についてでございます。現在、当面優先してやろうと思っておりますのが、3月の末までに国のほうが抜本的な少子化対策の強化策のたたき台をまとめられるということでございますので、その時点までに、少子化対策の抜本強化全般に関しまして、かなり幅広い提言をしたいと思っております。

そうした中で、まずは項目として、保育士の配置基準の改善に関しましても加えた形で提言をしたいと思っておりますし、より具体的な詰めた中身といたしましては、子ども・福祉政策部のほうで行っていく活動とも分担なりをいたしまして、行っていきたいと思ひますが、まず、そうした大きな構図の中の主要な1つのポイントとして、保育士の配置基準の改善の問題を掲げたいと思ひます。

この点については、今日報道を拝見しますと、厚生労働省のほうでも一定腹案をお持ちで調整を始めたというような報道もございまして、できるだけ早い時点で提言をしていきたくと思っております。

それから、3点目の仮設住宅の用地の確保に関しましては、ただいま申し上げましたように、用地の所有者の意向を確認できるところを重視してやりますと、460ヘクタール必要なのが1ヘクタールしかめどが立っていないということでもありますので、この調子でいくと400年かかるかという話になってしまいますので、それよりは、まず適地を外形的に地形図などから探して、そちらで、まず候補地を絞った上で、次の段階として、所有者に当たっていくというふうにしていくほうが、いざ起こったときにやっておる作業の意味がより多いのではないかと、方式を少し変えようとお話をいたしました。

できるだけ早く精度を上げていくということはもちろんでございますし、これは、議員の御指摘にありましたように、事前復興の計画づくり、市町村におきますそういったものとの整合性をとっていくという意味での精度を上げていくという作業もあると思ひますので、そういったものの整合も図りながら、できるだけ早く精度の高い仮設住宅用地の計画づくりを進めていきたく、そういうふうと思っております。

◎32番（坂本茂雄君） いろいろとほかにも課題はあろうかと思います。まだまだ、知事が思い描く姿として、「いきいきと仕事ができる高知」「いきいきと生活ができる高知」「安全・安心な高知」という、その姿からは取り残されている人がいないようにというのが、私の思いです。そういうことを常に念頭に置いて、県民がこぞってそういったことを実感できるような、そんな県政施策を進めていただきたいということを、最後に申し添えておきたいというふうに思います。

3月末には、県庁を退職される多くの皆様方がおいでます。大変、この間、県政の発展のために御尽力いただいたことに、私たちも感謝を申し上げさせていただきたいと思います。

今後とも、また新たな場面で、そして、何よりも私は、やっぱり県庁を退職されても、地域で頑張っていたきたい。そんな思いを述べさせていただきまして、一切の質問とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。